第4章 外国法事務弁護士等の実勢

外国法事務弁護士制度は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和 61 年法律第 66 号）（以下「外弁法」という。）によって導入されたものである。外国法事務弁護士とは、外国において法律事務を行うことを職務とし、日本の弁護士に相当する資格（外国弁護士となる資格）を有する者で、法務大臣の承認を受けた後、日弁連の外国法事務弁護士名簿に登録された者をいう。

改正前の外弁法（以下「旧外弁法」という。）は、外国法事務弁護士が弁護士を雇用することを禁止する（旧外弁法第 49 条第１項）とともに、外国法事務弁護士と弁護士又は弁護士法人との共同事業及び収益分配を原則として禁止し（旧外弁法第 49 条第２項）、例外として、一定の要件のもとに特定共同事業（外国法事務弁護士が、５年以上の職務経験のある特定の我が国の弁護士を相手方とする場合に限り、組合契約その他の契約により、一定の範囲の法律事務を行うことを目的とする共同の事業）が許されていた（旧外弁法第 49 条の２）。

しかし、我が国の経済社会が急速にグローバル化する中で、日本法及び外国法を含む包括的・総合的な法律サービスに対するニーズの増大に対応するため、弁護士と外国法事務弁護士とのより緊密な提携・協働関係を構築することの必要性が高まり、外弁法を一部改正し（2005 年４月１日施行）、外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止及び共同事業及び収益分配の禁止等の事前規制は撤廃することとし、その代わりに、弁護士を雇用しようとする外国法事務弁護士、又は共同事業を営もうとする外国法事務弁護士に対し、日弁連に対する届出義務を課し（改正外弁法第 49 条の３）、さらに雇用形態又は共同事業等を利用した外国法事務弁護士の権限逸脱行為を抑止する措置として、外国法事務弁護士及び被雇用弁護士に対して行為規制を課すこととした（改正外弁法第 49 条・第 49 条の２）。

1 外国法事務弁護士登録数の推移

次のグラフは、外国法事務弁護士の登録数の推移をみたものである。1987 年に外国法事務弁護士の制度が発足して以降、横ばいが続く時期はあったものの、長期的には増加傾向にある。2019 年４月時点において、登録数は 421 人である。

資料1-4-1　外国法事務弁護士登録数の推移

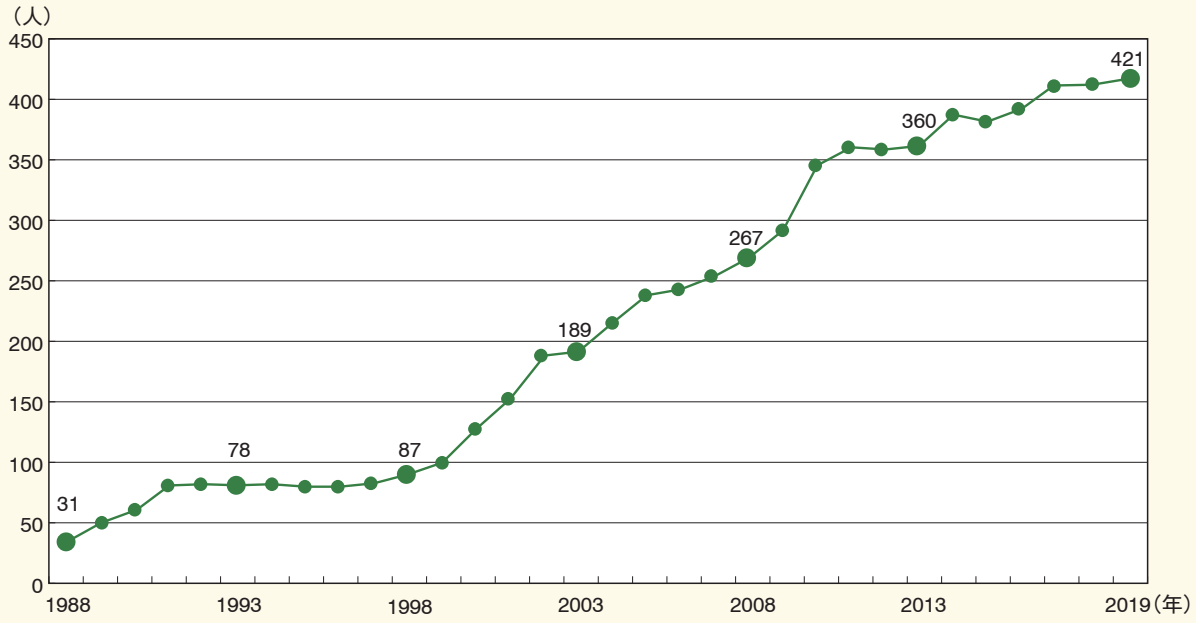

【注】１．各年４月１日現在。
２．外弁法の施行日が 1987 年４月１日であり、1987 年４月１日時点での登録者はいない。